

別表 1-1 (相談窓口) 【拡充】

市区町村が実施する創業支援等事業 (一関市)

創業支援等事業の目標
<p>(目標の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市の平成29年度の創業に関する相談は年間延べ6人の相談者数であるが、創業業務を担当する職員体制を整備し相談窓口の設置及び特定創業支援等事業委託先の民間事業者と共に、希望する受講生を対象にした個別相談の実施により、年間30人の相談者数を目標とする。 <p>創業に係る相談窓口の設置による創業者の目標数値は、本計画に基づき、市が中心となり創業支援等事業者の一関商工会議所、合同会社じゃんぐるジム、岩手県信用保証協会一関支所や地域金融機関等関係機関との連携を図ることにより、年間相談件数の2割の6人とする。</p> <p>(目標数)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・創業支援対象者数：30人 ・創業者数：6人
創業支援等事業の内容及び実施方法
<p>(1) 創業支援等事業の内容</p> <p><窓口の業務> 【拡充】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市役所の商工労働部商政課内に創業支援の相談窓口を設ける。一関商工会議所、合同会社じゃんぐるジム、岩手県信用保証協会一関支所及び地域金融機関等と連携し、創業に関する初歩的な相談や課題の解決に取り組む。相談窓口は、市商工労働部商政課の職員1名が担当することとし、課内に窓口を設置、平日8時半～17時15分まで相談等の対応を行う。また、状況に応じ市所有施設において、出張相談会を実施する。 ・窓口では、市、県、国の支援施策一覧を作成し照会できるようにするとともに、地域内の創業支援を行っている支援機関をまとめ、支援機関を紹介できるようにする(情報についてはHPでも公開)。 ・また、相談者の相談内容やステージに応じた支援を可能にするため、相談者が必要とする支援の内容を判断し、適切なコーディネーターができる専門相談員を配置する相談窓口を有する一関商工会議所や、創業や経営に関する問題解決のための専門家派遣事業を有する岩手県信用保証協会一関支所と連携して支援を行う。 ・起業意欲の高い起業応援講座の受講生のために、事業委託先の民間事業者と共に個別相談を実施する。 <p><創業に必要な要素と各連携機関が担う役割> 【拡充】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. ターゲット市場の見つけ方 <ul style="list-style-type: none"> ・市、一関商工会議所、合同会社じゃんぐるジムや岩手県信用保証協会一関支所が連携して市場ニーズを把握し、情報提供する。 2. ビジネスモデル構築の仕方 <ul style="list-style-type: none"> ・一関商工会議所、経営革新等支援機関である市内金融機関が顧客、ニーズへの対応、採算性についてアドバイスを実施する。また、一関商工会議所が税理士法人等と連携し、経営・革新塾を行い、ビジネスモデルの構築に向けた講座を行う。 ・岩手県南技術研究センターが指定管理する一関市研究開発プラザについて、オフィスの提供を行い、技術を利用した起業や産学官連携による地域産業の高度化、新事業分野への展開等を支援する。 ・また、一関商工会議所が商店街の空き店舗の紹介を行い、市が空き店舗で開業する際の内外装経費や家賃について一部補助、その後商工会議所による経営状況の確認を行うことで、採算の取れるビジネスモデルの構築を支援する。 ・市は、市独自の創業者支援補助事業、中小企業振興資金貸付制度と利子及び保証料の補

給補助を行うことで、安定したビジネスモデル構築の支援を行う。

3. 売れる商品・サービスの作り方

・岩手県南技術研究センターが、地域内事業者や一関工業高等専門学校との連携希望に対応したマッチング支援を行う。

4. 適正な価格の設定と効果的な販売方法について

・商品の価格の設定や販路開拓など専門性の高い分野については、一関商工会議所、岩手県信用保証協会一関支所の専門家派遣事業を利用し支援を行う。また、一関商工会議所が、販路開拓のためのマッチング支援を行う。

5. 資金調達

・市内金融機関（岩手銀行、東北銀行、北日本銀行各支店、一関信用金庫本支店）が資金調達のアドバイスや金融支援を行うとともに、市独自の融資制度や利子及び保証料の一部を補給する。

・一関商工会議所、岩手県信用保証協会一関支所や日本政策金融公庫一関支店が資金調達に関するアドバイスを行う。

6. 事業計画書作成

・一関商工会議所が、事業計画書の策定について専門相談員と一緒にアドバイスを行う。

・さらに、地域内金融機関は資金調達等の相談の際に事業計画書のブラッシュアップを行う。

・また、補助金等の申請については、一関商工会議所及び経営革新等支援機関である市内金融機関が連携してサポートを行う。

7. 許認可、各種手続き

・一関商工会議所が各種手続きについてアドバイス、県や市等関係機関へ連絡を行う。

8. コア事業の事業展開の可能性や関連事業への拡大の可能性

・市、一関商工会議所が連携し創業相談全般とネットワーク全体のコーディネートを担当、岩手県南技術研究センターは新分野や高度技術を担当、連携機関の岩手県信用保証協会一関支所や金融機関は資金調達や経営安定を主に担当していく。また、合同会社じゃんぐるジムは創業機運醸成を図るための施策を行っていく。

・政策金融公庫と県南広域振興局は国、県それぞれの施策等との連携を図っていくとともに、6次産業の展開も検討していく。

<創業支援機関との連携> 【既存】

・一関商工会議所、合同会社じゃんぐるジム（創業支援等事業者）が支援を行った創業希望者等の情報に対しては、創業希望者の同意を得つつ、守秘義務に十分配慮しながら、創業支援カード（カルテのようなもの）を作成する。

・創業支援カードには、製品、販路、販売方法、資金調達、人材等について、創業者がどういった支援を望んでおり、どういったノウハウが不足しているかわかるようにし、適切な機関の誘導を行い、創業実現まで関係機関からハンズオン支援できるようにする。

<特定創業支援等事業について> 【既存】

・市が実施した起業応援講座（講座開催回数全体の3/4以上出席）修了者を「特定創業支援等事業」を受けた者として市が証明書を発行する。

<各事業の共通事項について> 【既存】

・本創業支援等事業計画の全体の進捗状況を市が把握することとし、創業希望者・創業者に対するアンケート調査により、常に体制を改善していくこととする。特定創業支援等事

業を実施し、証明書の発行を受けた創業希望者に対しては、その後の創業の有無や実績報告等を電話、メールにて確認する。

・創業後にも一関商工会議所、合同会社じゃんぐるジム、岩手県南技術研究センター等と連携してフォローアップを行い、適切な支援を行っていくとともに、成功事例については市、一関商工会議所等のホームページ、広報紙への掲載により広くPRしていく。

・公序良俗を害する恐れのある事業を行う者に対しては、創業支援サービスを行わない。各連携機関にもこの方針を徹底する。

(2) 創業支援等事業の実施方法

・市商工労働部商政課に担当者1名を配置し相談窓口を設置する。また関係機関とも連携のうえ、窓口設置のパンフレットを作成、連携機関にそれぞれ配架し、加えて市広報、HPにも掲載し幅広く、創業者の目に届くようにする。

・事務等に必要な予算の一部は、市が措置する。

・関係機関と連携を密にするため、年に1ないし2回関係機関担当者の連絡会を開催し、各機関の活動状況、改善点について情報共有を行う。

計画期間

平成26年6月1日～令和6年3月31日

変更箇所については令和元年9月1日～令和6年3月31日

※本計画変更による特定創業支援等事業に関わる証明書の発行については、改正法第4回認定日以降の申請が対象となる。

別表 1-2 (起業応援講座) 【既存・特定創業支援等事業】

市区町村が実施する創業支援等事業 (一関市)

創業支援等事業の目標
<p>(目標の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成26年度から4年間実施した起業応援講座では133人が受講し9人の起業があったが、今後も、創業の芽を育てるため、年1回30人を定員として起業応援講座を実施するとともに、受講生を対象にした専門講座の開催や卒業後のフォローを行うことにより、受講者から2割、6人の創業実現を目標とする。 <p>(目標数)</p> <ul style="list-style-type: none"> 創業支援対象者数：30人 ・ 創業者数：6人
創業支援等事業の内容及び実施方法
<p>(1) 創業支援等事業の内容</p> <p><起業応援講座> 【既存】</p> <ul style="list-style-type: none"> 主に個店を開業するための経営プランニングや支援機関等の講師による、経営、財務、人材育成、販路開拓の初歩的な知識、ノウハウを習得させる講座を実施する。開催期間は7月～9月(予定)を期間として以下のテーマについて専門家の講義を実施する。また、下記以外にも受講者の希望職種などを確認した上で、年数回、専門的な知識を習得できる講座を開催する。 一関市での創業予定者を対象とする。 講座の実施は、起業支援のノウハウをもつ民間事業者に委託する。 講義のうち、4つの知識(経営、財務、販路開拓、人材育成)が身につく☆の講義を全て受講し、且つ全体の3/4以上出席した者を「特定創業支援等事業」を受けたものとする。 「いちのせき起業応援講座」※講座の内容は予定で今後変更あり ・ビジネスの種を見つける ・ビジネスをするために必要なこと ・事業計画を立てよう ・個人、法人、会社の形態・事業形態〈経営〉☆ ・マーケティング〈販路開拓〉☆ ・売上計画と経費・原価①〈財務〉☆ ・売上計画と経費・原価② ・人に伝える(プレスリリース)〈人材育成〉☆ ・プレゼンの手法を学ぶ〈人材育成〉☆ <p>(2) 創業支援等事業の実施方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市は、市施設を会場として準備、講座の運営については委託先の民間事業者が行い、連携して実施する。 ・事業については市広報、HP等でPRを行う。 ・修了者については、一関市等の制度融資、利子や保証料補給制度、空き店舗入居支援、創業者支援補助事業について積極的に紹介し、支援制度の活用を促す。 ・市は、事業委託先の民間事業者と共に、希望する受講者に対し個別相談を実施し、起業への意欲を高めていく。 ・受講者情報について受講者の了解を経て委託業者と共有し、その後の状況についてフォローしていく。 ・特定創業支援等事業の資格を満たした者については、委託先の民間事業者が氏名、住所、連絡先、受講内容、受講日等を記載した名簿を作成し、市に提出する。 ・「特定創業支援等事業」を受けた者として資格を満たしたものについては、市が証明書を発行する。

・名簿の管理は個人情報保護法を遵守する。

計画期間

平成26年6月1日～令和6年3月31日

変更箇所については平成30年12月26日～令和6年3月31日 ※本計画変更による特定創業支援等事業に関わる証明書の発行については、改正法第2回認定日以降の申請が対象となる。

別表 1-3 (制度資金及び利子・保証料補給) 【既存】

市区町村が実施する創業支援等事業 (一関市)

創業支援等事業の目標
<p>(目標の根拠)</p> <p>・平成29年度の創業に係る市制度資金(開業資金)の利用は、創業予定者が金融機関に直接申込んだことによる年間3人であったが、相談窓口や起業応援講座などの各種創業支援等事業と連携し、制度の紹介を行うことにより、創業者の開業資金及び利子・保証料補給制度の利用をこれまでの2倍の年間6人を目標とする。</p> <p>(目標数)</p> <p>・創業支援対象者数: 6人 ・創業者数: 6人</p>
創業支援等事業の内容及び実施方法
<p>(1) 創業支援等事業の内容</p> <p><融資制度> 【既存】</p> <p>市内金融機関に預託し、下記内容の一関市中小企業振興資金として融資を実施、中小企業の支援をするもの。</p> <ul style="list-style-type: none">・融資枠: 52億1千万円※資金区分で融資枠は設定していない。・資金区分: 運転資金、設備資金、経営安定資金、開業資金・取扱金融機関: 岩手銀行、東北銀行、北日本銀行の一関市内の支店及び一関信用金庫本店並びに市内支店。 <p><利子補給、保証料補給> 【既存】</p> <ul style="list-style-type: none">・一関市中小企業振興資金の利用者に対して利子、保証料の一部を補給するもの。・利子補給割合: 1.5%上限・保証料補給割合: 岩手県信用保証協会が定める信用保証率の1/2が上限・加えて、岩手県小規模小口資金利用者に対しても、利子補給1.1%以内、保証料補給1.1%以内を行う。 <p>(2) 創業支援等事業の実施方法</p> <ul style="list-style-type: none">・市内金融機関に預託し、低利な資金として融資枠を確保する。・各市内金融機関が審査を行い、融資を行う。・融資が行われた事業者について、各市内金融機関から市商工労働部商政課に毎月報告。・利子は年2回各市内金融機関で利子補給額を取りまとめ、市が補給する。・保証料は、岩手県信用保証協会一関支所が毎月保証料を取りまとめ、市が補給する。・相談窓口の設置との連携によるパンフレットを作成、連携機関にそれぞれ配架し、加えて市広報、HPにも掲載し幅広く、創業者の利便性を高めるようにする。
計画期間
平成26年6月1日～令和6年3月31日 変更箇所については平成30年12月26日～令和6年3月31日

別表 1-4 (商店街空き店舗入居支援) 【既存】
市区町村が実施する創業支援等事業 (一関市)

創業支援等事業の目標
<p>(目標の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成29年度の商店街空き店舗を活用しての新規創業相談者数は5人であったが、助成項目の拡充を行い、相談窓口や関係機関との連携を図り、チラシなどにより相談時に入居支援制度の紹介を行うことで、空き店舗での新規創業を誘導することにより商店街での空き店舗を利用した創業者が年間平均の1.5倍の8人となることを目指す。 <p>(目標数)</p> <ul style="list-style-type: none"> 創業支援対象者数：8人 ・創業者数：8人
創業支援等事業の内容及び実施方法
<p>(1) 創業支援等事業の内容</p> <p><助成制度> 【既存】</p> <p>商店会の幹線道路沿いの路面店の1階を含む空き店舗に入居しようとする方で、当該空き店舗の売買契約又は1年以上の賃貸契約を締結した創業者及び創業希望者に、開店に要する店舗内外装工事費及び家賃について、一部助成を行う。</p> <p>①店舗内外装工事費補助</p> <ul style="list-style-type: none"> 補助額：経費の1/2以内 100万円上限 業種：小売業、一般飲食業、サービス業 <p>②家賃補助</p> <ul style="list-style-type: none"> 補助額：家賃の2/10以内 上限月額5万円(最大12か月間) 業種：小売業、一般飲食業、サービス業 <p>入居支援制度の活用者は、開店後1年間、商工会議所に経営状況を報告し、経営指導を受けるが、相談窓口で専門相談員の経営指導を受けることも可能とする。</p> <p>(2) 創業支援等事業の実施方法</p> <ul style="list-style-type: none"> 一関商工会議所等関係機関からの空き店舗の情報提供等を受け、商店街の空き店舗において創業する場合、創業者は一関商工会議所に設置する相談窓口において相談を行い、その後商工会議所において事業計画等の審査し、空き店舗入居支援に該当すると判断されたものについて、商工会議所を經由して一関市は補助を行う。 市の広報紙、HP 及び一関商工会議所の HP に制度を掲載し、また関係機関等へ情報提供により創業者への利用を促す。
計画期間
<p>平成26年6月1日～令和6年3月31日 変更箇所については平成30年12月26日～令和6年3月31日</p>

別表 1-7 (起業者経営安定化支援事業) 【既存】
市区町村が実施する創業支援等事業 (一関市)

創業支援等事業の目標
<p>(目標の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成29年度の創業に関する相談は年間延べ6人程度だったが、創業者を支援するための市独自の新たな補助事業の創設により、起業意欲を高め、目標相談者数を年間20人とし、その内半分の年間10人の起業創出を目指す。 <p>(目標数)</p> <ul style="list-style-type: none"> 創業支援対象者数：20人 ・ 創業者数：10人
創業支援等事業の内容及び実施方法
<p>(1) 創業支援等事業の内容</p> <p><助成制度> 【既存】</p> <p>3年以内に市内で起業した市民及び法人に対し、事業に必要な次の経費の一部について助成を行う。</p> <p>①家賃</p> <ul style="list-style-type: none"> 補助額：家賃の2/10以内 (最大12か月) <p>②内外装工事費</p> <ul style="list-style-type: none"> 補助額：対象経費の1/2以内 <p>③備品購入費</p> <ul style="list-style-type: none"> 補助額：対象経費の1/2以内 <p>④事務機器リース料</p> <ul style="list-style-type: none"> 補助額：対象経費の1/2以内 (最大12か月) <p>※②、③、④は、UIJターン者、女性、50歳未満の男性は補助額が対象経費の3/4以内</p> <p>※限度額は40万円 (UIJターン者、女性、50歳未満の男性は60万円)。組合せも可能</p> <p>(2) 創業支援等事業の実施方法</p> <ul style="list-style-type: none"> 創業者は市が設置する窓口において相談、申請を行い、市は審査し、適正と判断した場合は補助金の交付決定を行い、事業終了後、補助金を交付する。 市の広報紙、HP 及び一関商工会議所の HP に制度を掲載し、また関係機関等へ情報提供を行い創業者への利用を促す。
計画期間
平成30年12月26日～令和6年3月31日

別表 2-1 (ワンストップ窓口相談) 【既存】

市区町村以外の者が実施する創業支援等事業 (一関商工会議所)

実施する者の概要
<p>(1) 氏名又は名称 ①一関商工会議所</p> <p>(2) 住所 ①岩手県一関市駅前 1</p> <p>(3) 代表者の氏名 ①会頭 佐藤 暁僖</p> <p>(4) 連絡先 ①TEL:0191-23-3434 FAX:0191-21-2030</p>
創業支援等事業の目標
<p>(目標の根拠)</p> <p>・一関商工会議所において創業者に対するワンストップ窓口相談を実施する。平日常駐する経営指導員を配置するとともに、専門的知識が必要な高度な相談案件には専門家派遣事業を活用した専門相談員が随時相談対応する。平成29年度に商工会議所が創業相談を受けた人数は7人であり、そのうち2人が創業している。また、商工会議所には相談せずに創業して商工会議所の会員になった8人を含めると、10人の創業となっている。創業希望者の掘り起しを図りながら、年間50人の相談対応を実施することを目標とし、うち2割の10人の創業を目指す。</p> <p>(目標数)</p> <p>・創業支援対象者数:50人 ・創業者数:10人</p>
創業支援等事業の内容及び実施方法
<p>(1) 創業支援等事業の内容</p> <p>・一関商工会議所に創業支援のワンストップ個別相談窓口を設置。市民を中心に創業を希望する者が抱えるマーケティング戦略、販売手法、商品PR等様々な悩みに対して、商工会議所職員及び専門相談員が無料で相談を聞き、内容に応じた対処方法をアドバイスする。</p> <p>・内容によっては、産・学・金・官を活用することし、研究施設や市内金融機関等の関係機関と連携し対応する。</p> <p>・商店街での創業を目指す創業希望者に対しては、空き店舗の情報を提供する。</p> <p>(2) 創業支援等事業の実施方法</p> <p>・一関商工会議所が、週5日相談窓口を開設し、事務員は平日8時30分から17時15分まで常駐、創業希望者の相談対応にあたる。また、専門的知識を要する高度な相談案件については、相談者の希望により専門家派遣事業を活用した専門相談員による相談対応を随時行う。</p> <p>・専門相談員は、中小企業診断士、公認会計士、税理士等とする。</p> <p>・専門相談員が不在の場合は事務員が受付、関係機関への取り次ぎ等を行う。</p> <p>・相談支援を受けたものについては、氏名、住所、連絡先、相談内容、受講日等を記載した創業支援カード(カルテのようなもの)を作成する。</p> <p>・創業希望者等の情報に対しては、創業希望者の同意を得つつ、守秘義務に十分配慮しながら、一関市に情報提供を行い、市において情報集約・一元化を図っていく。</p> <p>・市は当該相談窓口の事業についてのPRを、広報紙やHPに掲載し周知を図る。</p> <p>・窓口では、市民から相談を受け付け、必要に応じて関係機関への取次ぎを行う。</p> <p>・創業希望者等の情報についても、同意を得つつ、市へそれぞれ情報提供を行う。</p>

計画期間

平成26年6月1日～令和6年3月31日

変更箇所については平成30年12月26日～令和6年3月31日

別表 2-2 (創業・経営革新塾) 【既存・特定創業支援等事業】
市区町村以外の者が実施する創業支援等事業 (一関商工会議所)

実施する者の概要
<p>(1) 氏名又は名称 ①一関商工会議所</p> <p>(2) 住所 ①岩手県一関市駅前1</p> <p>(3) 代表者の氏名 ①会頭 佐藤 晁僖</p> <p>(4) 連絡先 ①TEL:0191-23-3434 FAX:0191-21-2030 担当者 千葉拓夫</p>
創業支援等事業の目標
<p>(目標の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・創業・経営革新塾 年間20人(1回)を対象とし、うち2割について1年以内の創業実現を目指す。 ・創業希望者20人を公募し、創業・経営革新塾を実施、実践編として経営計画作成(事業・利益計画等含)手法の習得について充実させるとともに、卒業後においても相談窓口での伴走支援を実施する。平成29年度の商工会議所への創業相談者合計7人のうち創業は2人であり、平成28年度から平成29年度については、商工会議所が行った創業関連セミナーからの創業に至った実績はないが、本事業による専門的講座を開催することにより受講者の2割の4人の創業を目指す。 <p>(目標数)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・創業支援対象者数:20人 ・創業者数:4人
創業支援等事業の内容及び実施方法
<p>(1) 創業支援等事業の内容</p> <p>創業希望者を中心に、年1回(全6日間、12コマ、1コマ3時間)専門家による創業・経営革新塾を開催する。開催期間は10月~12月を予定する。</p> <p>講義のうち、4つの知識(経営、財務、人材育成、販路開拓)が身につく☆のついている講義を全て受講し、且つ全体の7割以上出席した者を「特定創業支援等事業」を受けたものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・創業のビジョンとビジネスモデルについて(事業可能性・人材育成)☆ ・経営革新(経営革新の必要性・進め方)、経営環境分析(棚卸・SWOT分析)の手法と活用について ・数値計画の立案について(経営・財務)☆ ・決算書から見た経営力について(財務)☆ ・新分野進出とマーケティング戦略、経営戦略と財務戦略について(販路開拓)☆ ・ビジネスプラン(経営計画)策定について(経営)☆ ・創業計画、創業に関する課題解決等の助言 <p>(2) 創業支援等事業の実施方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民センター等の会議室を無償で提供してもらい実施することとし、会場準備、PR、教材の準備等の事務手続きを市及び商工会議所が連携して行う。 ・また、カリキュラムの策定、専門家の確保は税理士法人等と商工会議所が連携して行う。 ・特定支援等事業の資格を満たした者については、氏名、住所、連絡先、受講内容、受講日等を記載した名簿を作成し、事業終了後直ちに市に提出する。 ・「特定創業支援等事業」を受けた者として資格を満たしたものについては、市が証明書

を発行する。

- ・名簿の管理については、個人情報保護法を遵守する。

計画期間

平成26年6月1日～令和6年3月31日

変更箇所については平成30年12月26日～令和6年3月31日

※本計画変更による特定創業支援等事業に関わる証明書の発行については、改正法第2回認定日以降の申請が対象となる。

別表 2-3 (経営力向上セミナー) 【既存】

市区町村以外の者が実施する創業支援等事業 (一関商工会議所)

実施する者の概要
<p>(1) 氏名又は名称 ①一関商工会議所</p> <p>(2) 住所 ①岩手県一関市駅前1</p> <p>(3) 代表者の氏名 ①会頭 佐藤 晁僖</p> <p>(4) 連絡先 ①TEL:0191-23-3434 FAX:0191-21-2030 担当者 千葉拓夫</p>
創業支援等事業の目標
<p>(目標の根拠)</p> <p>・これまで年1回程度、商工会議所会員を中心としたセミナーを行い参加者は50人程度であったが、創業希望者も対象とした経営力向上セミナーを実施し、参加者を2倍の100人とし、ここ数年、商工会議所が行った創業関連セミナーからの創業に至った実績はないことから、そのうち1割の創業を目指す。</p> <p>(目標数)</p> <p>・創業支援対象者数:100人 ・創業者数:10人</p>
創業支援等事業の内容及び実施方法
<p>(1) 創業支援等事業の内容</p> <p>・経営力の向上を目指し、過去創業し、事業の立ち上げに成功した専門家を招き、その体験について、1回2時間の無料セミナーを実施する。 実施時期:12月、2月 対象者:商工会議所会員、市内金融機関など経営革新等支援機関、市町及び商工会議所設置の相談窓口への相談者創業希望者、一般市民 テーマ:「経営革新」、「利益を生む原価管理」(予定)</p> <p>・セミナー終了後、臨時相談窓口を開設し各種支援や支援事業等の相談会を行う。</p> <p>(2) 創業支援等事業の実施方法</p> <p>・年間2回、市のにぎわい創造センターで無料のセミナーを実施する。 ・一関商工会議所が、会員、経営革新等支援機関、相談窓口へ相談を行った創業希望者へ会議所広報、DMにより周知。また、一般市民には、市の広報やHP、新聞広告を活用し周知を図る。 ・セミナー終了後、希望者を対象に1件あたり10~15分程度の相談会を実施。 ・希望する経営革新等支援機関も臨時相談を開設できるようにする。 ・相談を行った創業希望者については名簿を作成し、名簿の管理については、個人情報保護法を遵守する。</p>
計画期間
<p>平成26年6月1日~令和6年3月31日 変更箇所については平成30年12月26日~令和6年3月31日</p>

別表2-4（インキュベーション施設・研究開発等相談）【既存】

市区町村以外の者が実施する創業支援等事業（岩手県南技術研究センター）

実施する者の概要
<p>(1) 氏名又は名称 ①公益財団法人 岩手県南技術研究センター</p> <p>(2) 住所 ①岩手県一関市萩荘字高梨南方114番地1</p> <p>(3) 代表者の氏名 ①理事長 一関市長 勝部 修</p> <p>(4) 連絡先 ①TEL:0191-24-4688 FAX:0191-24-4689 担当者 佐藤 正由</p>
創業支援等事業の目標
<p>(目標の根拠) ・一関市研究開発プラザ（起業や新事業への展開を支援するため、平成19年度に市で設置し、岩手県南技術研究センターが指定管理者となって管理を行っている貸し研究室）については、平成30年4月1日現在まで11年間で26件の入居があり、そのうちに創業に結び付いたのは4件であったが、岩手県南技術研究センターにおいて入居者に対し新製品、新技術等の研究開発に係る相談を受け付け、必要な支援を行うことにより、年間で創業者1人の創業を目指す。</p> <p>(目標数) ・創業支援対象者数：9人 ・創業者数：1人</p>
創業支援等事業の内容及び実施方法
<p>(1) 創業支援等事業の内容 ・創業希望者等からの新製品、新技術等の研究開発に係る相談を受け付け、目標の実現に向けたアドバイス、各種補助事業の情報提供並びに試験分析機器を用いた受託分析等の支援を行う。 ・学校、研究機関等とのマッチング支援を行う。 ・貸し研究室「一関市研究開発プラザ」について、今般の創業支援等事業に当たり、同施設への入居希望者に対し貸し出し、研究開発の支援や協力など全面的なサポートを行う。 【一関市研究開発プラザについて】 ・研究室9室（研究室A～I） ・利用期間 3年以内（延長可） ・利用時間 24時間 365日 ・利用料金 月額32,000円～48,000円（床面積に応じて4種類の料金設定あり）</p> <p>(2) 創業支援等事業の実施方法 ・市において、岩手県南技術研究センターに係る創業支援等事業について広報を行う。 ・創業希望者からの相談を岩手県南技術研究センターで随時受け付ける。 ・新製品、新技術等の研究開発を岩手県南技術研究センターが共同で取り組み支援する。 ・大学、高等専門学校や研究機関との共同研究の希望に対し、岩手県南技術研究センターがマッチングやコーディネートを行う。 ・「一関市研究開発プラザ」への入居希望者からの相談を、岩手県南技術研究センターで随時受け付け、その時点での空き室の状況を見ながら、入居申請手続きを行い、要件を備えた者に対して貸し出す。</p>

計画期間

平成26年6月1日～令和6年3月31日

変更箇所については平成30年12月26日～令和6年3月31日

別表2-6 (ワンストップ窓口相談) 【新規】

市区町村以外の者が実施する創業支援等事業 (合同会社じゃんぐるジム)

実施する者の概要
<p>(1) 氏名又は名称 ①合同会社じゃんぐるジム</p> <p>(2) 住所 ①岩手県一関市三関字神田21-1</p> <p>(3) 代表者の氏名 ①代表 佐々木 修</p> <p>(4) 連絡先 ①TEL:0191-48-3556 FAX:0191-34-8850 担当者:佐々木 修</p>
創業支援等事業の目標
<p>(目標の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当事業所で設置するコワーキングスペース一関に、起業コンシェルジュ (起業アテンダント等) を配置し、創業や経営に関する相談を受け付けるワンストップ相談窓口を設置する。 ・メールやSNS、フリーペーパーなどの媒体を中心に周知等を行い、年間延べ30件程度の相談受付を目標とし、創業相談については、関係機関との連携推進等により、うち1割 (3件) の1年以内の創業を目指す。 <p>(目標数)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・創業支援対象者数:30人 ・創業者数:3人
創業支援等事業の内容及び実施方法
<p>(1) 創業支援等事業の内容</p> <p><相談窓口></p> <ul style="list-style-type: none"> ・個別相談窓口を設置し、週1回以上 (9時30分から17時30分) 起業コンシェルジュ (起業アテンダント等) による、創業や経営相談等を実施するとともに、創業後においても経営に係るアドバイス等を行うことで、長期的に事業が継続できる支援体制を構築する。 <p>(2) 創業支援等事業の実施方法</p> <p>上記事業の運営に当たっては、一関市と連携し広報等PRを行う。</p> <p>また、起業コンシェルジュが不在の場合は、関係機関等への取次を行う。相談支援を受けたものについては、氏名・住所・連絡先・相談内容等を記載した創業支援カード (カルテのようなもの) を作成する。</p>
計画期間
令和元年12月26日~令和6年3月31日

別表2-7 (コワーキングスペース)【新規】

市町村以外の者が実施する創業支援等事業 (合同会社じゃんぐるジム)

実施する者の概要
<p>(1) 氏名又は名称 ①合同会社じゃんぐるジム</p> <p>(2) 住所 ①岩手県一関市三関字神田21-1</p> <p>(3) 代表者の氏名 ①代表 佐々木 修</p> <p>(4) 連絡先 ①TEL:0191-48-3556 FAX:0191-34-8850 担当者:佐々木 修</p>
創業支援等事業の目標
<p>(目標の根拠)</p> <p>・一関市の中心市街地に設置する「コワーキングスペース一関」において、一関市や関係機関と連携して創業支援の強化を図り、延べ会員登録者を20名程度確保し、うち1割程度(3人)の創業の実現を目指す。</p> <p>(目標数)</p> <p>・創業支援対象者数:20人 ・創業者数:3人</p>
創業支援等事業の内容及び実施方法
<p>(1) 創業支援等事業の内容</p> <p><コワーキングスペース>【新規】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「コワーキングスペース一関」を運営し、インターネット環境を用意した共有オフィスとして、創業しやすい環境提供の支援を行う。「コワーキングスペース一関」は、創業支援以外にもフリーペーパーの発行等、地域の活性化策に取り組み、地域に密着した創業支援を行う。 ・登録会員の他に1日及び半日単位の利用等、利用しやすい料金制度を設定し、創業への取り組みを促進する。 ・創業に関する各種セミナーを定期的に開催し、創業に関する知識やノウハウを提供する。 ・創業に関して、起業コンシェルジュ等によるアドバイスを受けることができる窓口を設置する。 ・創業後についても、事業進捗状況をフォローし、各機関から必要なサポートを受けられるようにする。 <p>(2) 創業支援等事業の実施方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コワーキングスペースにおいて、各関係機関と連携して各種セミナーを開催する。 ・一関市や創業支援等事業者と連携を図りながらHPや市広報紙を活用して、広報活動を行う。
計画期間
令和元年12月26日～令和6年3月31日

別表3-1 (ジュニアエコノミーカレッジ) 【既存】

市区町村以外の者が実施する創業機運醸成事業 (一関商工会議所)

実施する者の概要															
<p>(1) 氏名又は名称 ①一関商工会議所</p> <p>(2) 住所 ①岩手県一関市駅前1</p> <p>(3) 代表者の氏名 ①代表 佐藤 晁僖</p> <p>(4) 連絡先 ①TEL:0191-23-3434 FAX:0191-21-2030 担当者:千葉拓夫</p>															
創業支援等事業の目標															
<p>(目標の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小学生の頃から起業に関心を持ってもらうため、市内の生徒(小学5~6年生)を対象に「ジュニアエコノミーカレッジ事業」を実施する。 ・当イベントについては、10チーム40人の参加を目標とし、体験後の参加者アンケートにおいて、イベント実施前に比べ、起業に関心を持った者の割合が70%以上になることにより地元定着を目指す。 <p>(目標数)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・創業機運醸成事業対象者数:40人 															
創業支援等事業の内容及び実施方法															
<p>(1) 創業支援等事業の内容<ジュニアエコノミーカレッジ事業></p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内の生徒に、会社の立上げから商品の仕入れや販売、そして納税、決算発表などの企業活動を実施してもらい、ビジネスの仕組みについて学習しながら「自主性」「協調性」「創造性」を磨き、最終的には「判断する(決める)」ことを学ぶことにより、将来において当地域から1人でも多くの創業者創出のための気運の醸成を図るものとする。 ・市は、教育委員会をとおして市内の小学校に募集チラシの配布や、市広報に募集要項を掲載しPRを行う。 <p>(2) 創業支援等事業の実施方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象者:一関市内の小学校に通学する小学5年生並びに6年生 ・定員:40名(4名×10チーム) ・会場:中心商店街、市民センター等 ・時期:7月中旬~11月中旬 ・募集方法:市内小学校への直接案内など ・日程: <table border="0" data-bbox="268 1733 1353 1989"> <tr> <td>①入校式・ドリームセミナー</td> <td>7月中旬の1日間</td> <td>会社の設立・役職の決定</td> </tr> <tr> <td>②アクティブセミナーⅠ</td> <td>8月中旬の1日間</td> <td>商品企画・仕入</td> </tr> <tr> <td>③アクティブセミナーⅡ・Ⅲ</td> <td>9月上旬の2日間</td> <td>店づくりプランの銀行・株主(保護者・スタッフ)へのプレゼンテーション</td> </tr> <tr> <td>④販売実習</td> <td>10月下旬の大町「福の市」</td> <td>への出店、実践販売</td> </tr> <tr> <td>⑤まとめセミナー</td> <td></td> <td>決算発表会・表彰式・納税式(税を知る週間最終日を予定)</td> </tr> </table> ・アンケート:終了後に参加者に事業に対するアンケートを実施し、その結果を次の年の開催に活かしていくものとする。 	①入校式・ドリームセミナー	7月中旬の1日間	会社の設立・役職の決定	②アクティブセミナーⅠ	8月中旬の1日間	商品企画・仕入	③アクティブセミナーⅡ・Ⅲ	9月上旬の2日間	店づくりプランの銀行・株主(保護者・スタッフ)へのプレゼンテーション	④販売実習	10月下旬の大町「福の市」	への出店、実践販売	⑤まとめセミナー		決算発表会・表彰式・納税式(税を知る週間最終日を予定)
①入校式・ドリームセミナー	7月中旬の1日間	会社の設立・役職の決定													
②アクティブセミナーⅠ	8月中旬の1日間	商品企画・仕入													
③アクティブセミナーⅡ・Ⅲ	9月上旬の2日間	店づくりプランの銀行・株主(保護者・スタッフ)へのプレゼンテーション													
④販売実習	10月下旬の大町「福の市」	への出店、実践販売													
⑤まとめセミナー		決算発表会・表彰式・納税式(税を知る週間最終日を予定)													

※特定非営利法人ジュニアエコノミーカレッジが推奨する公式ガイドブックに乗っ取ってプログラムを進行する。

計画期間

平成30年12月26日～令和6年3月31日

別表3-2（創業フォーラム）【既存】

市区町村以外の者が実施する創業機運醸成事業（合同会社じゃんぐるジム）

実施する者の概要
<p>(1) 氏名又は名称 ①合同会社じゃんぐるジム</p> <p>(2) 住所 ①岩手県一関市三関字神田21-1</p> <p>(3) 代表者の氏名 ①代表 佐々木 修</p> <p>(4) 連絡先 ①TEL:0191-48-3556 FAX:0191-34-8850 担当者:佐々木 修</p>
創業支援等事業の目標
<p>(目標の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・創業に関心の薄い個人などを対象に、創業に関する理解と関心を深めるため、年1回、創業フォーラムを開催する。 ・創業に関心の薄い個人などを対象に、参加目標を50人と設定。また、参加者アンケートにより「創業に関心を持った・より関心が深まった」者が、実施前に比べて70%以上を目指す。 <p>(目標数)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・創業機運醸成事業対象者数:50人
創業支援等事業の内容及び実施方法
<p>(1) 創業支援事業の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・創業に関心の薄い個人などを対象に「創業とはどういうことか、創業をしたら自分はどうなるのか、創業をするにはどのように進めていくのか」などについて紹介する創業フォーラムを開催する。専門講師の講演や、公的支援施策のご紹介を実施し、創業機運の醸成に努める。 <p>「(仮称)創業フォーラム」※内容は今後変更あり</p> <p>【第1部】創業についての説明 18:35~19:00 日本政策金融公庫講師等</p> <p>【第2部】起業家精神を養う講演 19:00~20:30 専門講師</p> <p>【質疑応答・閉会】20:30~21:00</p> <p>【定員】50名</p> <p>【参加費】無料</p> <p>(2) 創業支援事業の実施方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市は、市施設を会場として使用、実施は委託先の民間事業者が行い連携して実施する。 ・事業については一関市HPでPRを行う。 ・参加者へは、一関市の制度融資、利子や保証料補給制度、空き店舗入居支援や一関市起業家経営安定支援事業補助金等について積極的に紹介し、支援制度の活用を促す。 ・セミナー終了後には、参加者にアンケートを実施し、その結果を次の開催に活かしていくものとする。 ・参加者名簿の管理は個人情報保護法を遵守する。
計画期間
<p>平成30年12月26日~令和6年3月31日</p>